

○大隅肝属広域事務組合行政不服審査会条例施行規則

平成30年 3月12日

大隅肝属広域事務組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合行政不服審査会条例（平成28年大隅肝属広域事務組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(手数料の納付等)

第3条 条例第8条第3項に規定する手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 手数料は、写しの交付を受ける時までには納入しなければならない。

(郵送料の徴収)

第4条 郵便により写しの送付を求める者から、前条第1項に規定する手数料のほかに、郵送料を徴収する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

交付の方法	手数料の額
複写機により白黒で複写したものの交付	1枚 10円
複写機によりカラーで複写したものの交付	1枚 50円
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 50円

備考 ただし、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。